

2. サービス提供が過少である場合の減算について

(1) 減算の概要

「通い」を中心に「泊まり」や「訪問」サービスを柔軟に組み合わせて対応することを評価する月単位の包括報酬について、サービス提供の適正化の観点から、サービスの提供が過少である事業所に対する評価を適正化するため減算規定が設けられています。

事業所の登録者1人当たりの平均サービス提供回数が一週間に4回未満の事業所利用者全員に適用されます。(事業所全体で考えます。)

過少サービスに対する減算 → 所定単位数の70／100

(算定式)

「暦月のサービス提供回数」 ÷ (「当該月の日数*」 × 「登録者数」) × 7

*月途中から利用を開始または終了した場合は、利用していない日数を控除する。

(2) 地域密着型サービス報酬基準 (厚労告126号)

指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

(3) 利用者一人当たりの平均回数について (地域密着型サービス報酬基準解釈通知)

① 「利用者一人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、七を乗ずることによって算定するものとする。

なお、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供回数を合算し、また、指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護のそれぞれの登録者数を合算して計算を行うこと。

イ 通いサービス

一人の登録者が一日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数

回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス

一回の訪問を一回のサービス提供として算定すること。なお、指定小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

電話による見守りサービスは提供回数に含めることはできない。

(平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1))

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、一泊を一回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いで宿泊サービスを行う場合は、それぞれを一回とし、計二回として算定すること。

- ② 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとすること。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。